

軽油引取税について

軽油引取税は、バスやトラックなどの燃料として使われる軽油の引取り(購入など)に対して課税される県の税金です。

課税と納税のしくみは？

軽油引取税は、元売業者(軽油の精製業者や輸入業者など)や特約業者(元売業者から軽油を継続的に仕入れて販売する業者)といわれる一定の要件を満たした石油製品の販売業者からの軽油の引取りに対して課税されます。

「元売業者」や「特約業者」は、軽油の引取りをした者から軽油の代金と合わせて、販売数量に応じて1キロリットルにつき32,100円(1リットル当たり32円10銭)の軽油引取税を徴収し、これを毎月、県(地域県民局県税部)に申告して納入することになっています。

車に灯油・重油はダメ！

灯油や重油などを自動車の燃料として販売し、または消費した場合などにも、税の公平性を図るため、軽油引取税が課されます。

事前に地域県民局長の承認を得ないで、灯油や重油、BDF(バイオディーゼル燃料)などを混ぜた軽油を販売・消費するなどの軽油引取税の不正を防止するため、県では、道路でのディーゼル車の燃料抜取調査や各事業所への訪問調査を実施していますので、調査にご協力をお願いします。

また、灯油や重油を混ぜて作られた軽油を正当な軽油のように装って販売・消費する脱税事件が全国で摘発されています。不正な軽油であることを知りながら、購入・販売、運搬した場合などは、罰則が適用されますので、悪質な勧誘にご注意ください。

BDFと軽油引取税

BDFとは、菜種油などの植物油や天ぷら油などの廃食油などを原料として、化学処理して製造される燃料です。

BDFと軽油引取税の関係は次のとおりです。

BDF 100%の場合 (炭化水素分が含まれない場合)

軽油引取税は課税されません。

BDFに軽油などを混和した場合

(例えば、軽油が残っている燃料タンクにBDFを入れた場合)

軽油引取税が課税されます。また事前に地域県民局長の承認を受ける義務があります。

詳しくは、お近くの地域県民局県税部にお問い合わせください。

【県税・市町村税ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/>】